

船舶事故調査報告書

平成25年5月16日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年12月19日 14時55分ごろ
発生場所	愛媛県八幡浜市諏訪埼南方沖 八幡浜市所在のゼク岩灯標から真方位183° 1,400m付近 （概位 北緯33° 25.8′ 東経132° 22.9′）
事故調査の経過	平成24年12月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第五十一住宝丸、298.37トン 124079、住宝丸活魚運搬株式会社 49.9m×7.6m×3.6m、鋼 ディーゼル機関、735kW、昭和55年2月 B 漁船 拓漁丸、2.42トン EH3-51623（漁船登録番号）、個人所有 7.50m（Lr）×2.27m×0.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和50年4月24日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 61歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成14年12月24日 免状交付年月日 平成24年7月17日 免状有効期間満了日 平成29年12月23日 B 船長B 男性 48歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年3月28日 免許証交付日 平成23年5月17日 （平成29年5月11日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 右舷船尾部に割損
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが、単独で船橋当直に当たり、諏訪埼南方沖を約235°（真方位、以下同じ。）の針路及び約8ノットの対地速力で手動操舵により航行した。

	<p>船長Aは、船首側魚倉を清掃するために同魚倉内の海水を抜いていたので、船首が数十cm浮上して船首方に死角を生じる状況であったが、船首が浮上する途中で前方を見て他船を認めなかったため、前方に他船はいないものと思い、船首を左右に振らずに航行した。</p> <p>A船は、南西進中、平成24年12月19日14時55分ごろ、セク岩灯標から183°1,400m付近において、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、諏訪埼南方沖において機関を停止し、船首を西方に向けて錨泊して一本釣り漁を行っていたところ、船長Bが、14時52分ごろ、右舷船尾後方約1,000m付近において、B船に向けて接近するA船を視認したが、A船はいずれ針路を変えてくれるものと思い、A船の動静を見ながら漁を続けた。</p> <p>船長Bは、A船がB船から約500m手前に至っても針路を変えないので危険を感じ、衝突直前、海に飛び込み、B船とA船とが衝突した。</p> <p>A船は、泳いでいた船長Bを救助し、海上保安庁やB船所属の漁業協同組合等に連絡後、B船をえい航して八幡浜市八幡浜港に入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0～1.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、次の航行や活魚の積込みが待っているため、日頃から航行中に魚倉を清掃していた。</p> <p>船長Aは、1.5海里レンジとしたレーダーを使用し、少し白波が立っていたため、レーダー画面がよく映らない状況であったが、前方に他船はいないものと思い、微調整を行っていなかった。</p> <p>B船は、船首側から鉄製約30kgの錨を2個投入し、アンカーロープを各約50m伸出していた。</p> <p>B船は、汽笛がなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、諏訪埼南方沖を南西進中、船長Aが、船首浮上により船首方に死角を生じる状況であったが、船首が浮上する途中で前方を見て他船を認めなかったため、前方に他船はいないものと思い込み、船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前方で錨泊中のB船に接近し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、諏訪埼南方沖において一本釣り漁を行いながら錨泊中、船長Bが、B船に向けて接近するA船を視認した際、A船はいずれ針路</p>

	<p>を変えてくれるものと思い込み、一本釣り漁を続けていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、諏訪埼南方沖において、A船が南西進中、B船が錨泊中、船長Aが船首方の死角を補う見張りを行わず、また、船長Bが一本釣り漁を続けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長Bは、本事故後、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用すること。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操船者が見張りの位置を離れる場合は、他の乗組員を見張りに就けること。 ・航行中に船首が浮上して船首死角が生じる場合には、船首を左右に振ったり、他の乗組員を船首に配置したりし、船首死角を補う見張りを行うこと。 ・海面反射などの影響によりレーダー画面に障害が出た場合は、調整を行うこと。 ・汽笛を有しない船舶は、有効な音響による信号を行うことができる他の手段を講じ、漂泊中又は錨泊中に接近する船舶を認めた場合には、当該手段により注意を喚起すること。